一般名処方加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進および医薬品の安定供給に向けた取組の一環として、一般名処方を行っています。

一般名処方とは、医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分の名称（一般名）」を記載して処方する方法です。これにより、薬局において同じ有効成分・剤形・含量の医薬品の中から、患者様に適した医薬品を選択することができます。

また、医薬品の供給状況等を踏まえ、一般名処方の趣旨について患者様に十分にご説明したうえで処方を行っています。

なお、医薬品の供給状況等により、薬局において調剤する際に、処方された医薬品と同一成分・同一規格の別の医薬品に変更される場合があります。

患者様のご理解とご協力をお願いいたします。

医療法人 青山病院